

小・中学校の教育課程の改訂を顧みて

日 高 第 四 郎

第二次世界大戦に日本が国力をはいはたして降服をした直後、国土の荒廢、物資の窮乏、秩序の混乱等のさなかで六・三義務教育制は発足した。それからまる十一年を経た。この制度は、新憲法の実施と出発の時を同じくするとともに、憲法の精神的保障を築く意味もあって、単に年限の延長のみでなく、教育の理念、目標、内容、方法、組織、行政等の諸方面において、全く革命的な大転換を敢てした。短時日にかかる大胆徹底的な企画を実施することは平時では到底許されな。しかるに当時の非常事態では、国民は惨苦の体験と更生悲願から異常な昂奮と決意とを以て、これが実施を政府に迫ったのである。そして山なす障碍と重なる無理をもものともせず、いくたの犠牲と蹉跌をくり返しつつ言わば泣きながら前

小・中学校の教育課程の改訂を顧みて

進を続けて来たのである。多くの失敗と非難とも係わらず、これをあの際断行したことは、日本の前途の開拓には、結局必要欠くべからざる施策であったと信ずる。

しかしあの当時の大混乱と不安動揺のうちに占領軍の管理の下に計画を立てねばならず、又十分な研究準備の暇もなく出発せざるを得なかつたのであるから、新学制が「翻訳臭を脱せず」日本の実情にそぐわぬこともあり、教育内容方法等には順を追うて修正を加えねばならぬことは、はじめから覚悟されていた。そして事実一般国民も教育関係者を鞭撻して次ぎ次ぎに改善を加えて来た。

学校教育の内容を検討するのに第一に問題になるのは、その教育課程である。教育課程は学校教育を実施するときの一

般的基準であるからである。もともと教育課程とは、純粹に理論的な公理や定理のごときものではなく、国民や民族のおかれた(A)情勢の重大な変化に応じ、(B)実地経験の反省によって常に検討改善するべき教育技術の一つである。

(A) 情勢の大変化とは、敗戦の結果日本は社会的精神的革命を体験したばかりでなく、領土の四五%を失い、海外にいた同胞六二五万人は追いつ返され、四つの島に九千万に近い人口を養わなければならないという政治経済上極めて困難な基礎的条件を課せられたことである。この人口過剰の問題の解決だけでも、異常な覚悟と努力を要する。しかもわが国

は、国際関係において根深き不信をまねき、いたるところに反感と敵意と誤解と警戒に出遭いつつ、これらに善処せねばならない。そのためには、日本人は、個人としては、世界のいずこへ出ても敬愛され信頼されるような人間を一人でも多く育て上げねばならず、国民としては国際連合の一員として常に道理と人道の味方として行動しなければならない。今や大戦後の科学と科学技術の驚異的進歩の結果、いわゆる原子力利用の時代は到来し、通信交通の徹底的普及によって時間

空間の隔ては縮小し、われわれは対立激しき両陣営の間に伍して破滅的破壊力におびえながら、複雑微妙な影響を日夜身近に感じつつ、祖国の安泰と人類の平和を思わなければならない。かかる危機的情勢の下に、日本の建設をはかるには、善良にして賢明勇敢なる精神を養うとともに、知能を開発し科学と科学的技術の振興によって国民の創造的生産力を培わなければならない。この二つの用意なくして日本の安泰を確保し、人類の平和と繁栄に貢献することは単なる夢である。そしてこの二つとも、よりよき教育に俟つはかはない。

(B) 教育実施の経験を反省すると、遺憾ながら様々な欠陥が目立っている。新教育課程の学習指導要領は、二十四年に設置された「教育課程審議会」の議を経て、二十六年に一応全面的改訂が行われたが、なお日本の実情に適せぬ点があるとされている。その著しい証拠が二つある。それは、三十一年九月、文部省が実施した小、中、高等学校児童生徒約十九万人の基礎学力の水準調査と、三十二年九月に行われた約二十一人の学力水準調査である。

これら二回の調査の不成績は何に起因するか。第一の疑問

は、学力水準調査の問題の適、不適である。しかしそれらの問題は、新学制の精神と実情を熟知している専門家と現場の教師諸氏約二〇人が会議し研究して作製したものであるという点から、この疑問は一先ず晴れるであろう。次に今日の中学生について言えば、彼等は「義務教育の課程」にあるものとして、無選抜に入学している故に、選抜されて入学した旧制の中学生よりいくらか平均素質が低下しているであろう。その上戦後の無理な出発のため施設不十分、学級定員の過大等もあって、平均学力が低いことも止むを得まい。それにしてもその方面の専門家の穏当な期待に大いにそむいていることは甚だ遺憾である。

総じて不成績の原因として推定されるものが二類ある。

(A) 教育課程そのものの不備と、(B) 教育方法の不適切とである。

(A) 小学校、中学校の教育課程の相互の間に縦の連絡と義務教育としての一貫性とが不十分ではないかというのが第一点である。教科と教科との間に横の連絡に裂目があり、あるいはむだな重複があるというのが第二点である。教育課程

小・中学校の教育課程の改訂を顧みて

の基準にあまいな点があって基準としての役割に欠けるところがあるといのが第三点である。さいごに私個人の所見によれば、教育課程実施の指導書である実習指導要領のうちには、たとえば理科のごときは、内容が盛沢山にすぎて、教師自身がその取捨選択に迷うようなことが多いのではないかという点である。すなわち基本的事項とやや大切な事実、末梢的部分等を段階的に区別し、欠くべからざるものと、望ましいものと、省略しうるもの等をより親切に説明する等の配慮が行届いていなかったのではないかと思われることである。

(B) 教育の方法についていえば、占領中アメリカの一部の教育家は、口を極めて従来の日本の教育方法を罵った。日本の教育は概して教師本位で生徒に服従を強い、大人の尺度で子供をはかるが、本当の教育は、子供本位で、子供の生活を大切にし子供の自発性を巧みに誘導発展せしむべきで、大人の作った教科書等で画一的に子供を引きずってはいけないというのであった。もとよりこれは、決して単なる罵倒だけではなく、従来の教育の重大な欠陥に対する遠慮のない批判

と厳しい警告でもあった。当時の日本の教育者も教育学者も深刻な反省期にあったのと、教育上の独立の識見と深い自信とを欠いていたために、十分な批判検討の暇もなく、ただよりのよきものをひたすら求める焦慮から、多くの進歩主義者の提言や示唆に率先追従して、日本の学校の実体、ことに現場の教師の素質、教養、実力等を深く省みることなく、彼等の

説いた生活学習とか経験学習とかを、安易に採用し模倣したものが存外少なくなかったようである。もとより私はここで生活学習や経験学習そのものを非難し攻撃しようとするものではない。むしろ現在の日本において、それがはたして有効適切に運用できるかどうかに多大の疑問をもつというのである。率直に言えば生活学習や経験学習には、それ相応の長所と短所とがある。そしてこれらの学習法の強味は現実の生きた問題に対決して学ぶという問題解決学習という中心にある。この大切なキー・ポイントをしっかりと把握しないで、他人が、ことに歴史的社会的背景を異にせる外国の人達が長年苦心してやっと到達した方法を、それだけの研究も準備もなく、無雑作にまねして、従来の系統的な論理的なつながりを

重んじたやり方を惜しげもなく一挙に放擲しては成功はおぼつかない。もとより一部の才能に富む器用な先生方がよい成績をあげた事実も報告されているが、多くの場合には、方法そのものの欠陥というよりは、むしろそれについての熟練不足の故に、意図に反して成績が上らなかったのだと言えぬであらうか。

昨年九月以来、われわれは教育課程審議会の委員として、文部大臣から諮問された次の四つの問題を中心に審議を重ねて来た。その第一は道德教育の徹底はどうしたらいいか。第二は基礎学力の充実はどうしたらはかれるか。第三は科学技術の教育の向上はどうしたらよいか。第四は、中学校三年生の生徒の進路適性に応じて教育課程に弾力性を持たしたいと思うが、それはどうであるか。というのが主要点であった。

世間では、三月十五日付「小学校、中学校教育課程の改善について」という教育課程審議会の文部大臣への答申を、何か政治的注文に応じて出した間に合わせの答弁のごとく誤解

しもしくは曲解しているむきもあるが、それに対して念のため審議の背景を特に指摘しておきたい。三十年度及び三十

一年度の教育課程審議会（会長木下一雄博士）は現行の教育課程のうちに潜む種々の難点を約四〇回にわたって、つぶさに検討した結果、問題の所在とその解決の方向を徐々に明らかにして来ていた。その論議の成果を引継いで、昨年度の審議会は、初等部会と中等部会とに分れ、昨年九月から本年三月まで、それぞれ二十一回、毎回二時間半ないし三時間位ずつ論議を戦わして、最後に合同して結果をまとめ上げたのである。そして前年度の審議会の委員の半数は昨年度の審議会に引続き留任して論議の内容に連絡を保つとともに、半数の新委員を加えることによって新たな意見をも反映しつつ研究を進展させたのである。それ故この答申に到達するまでには、審議会は前後通算すれば約六十回に及ぶ審議を重ねたのである。これをもお座なりの拙速というのであろうか。

今回の答申は、1、基本方針。2、小学校教育課程の改訂方針。3、中学校教育課程の改訂方針。及参照(1)道徳教育の特設時間について。参照(2)道徳教育の基本方針。等の五

小・中学校の教育課程の改訂を顧みて

部分から成っている。そのうち1、基本方針の要点は、次の六項目である。

(1) 道徳教育の徹底については、学校の教育活動全体を通じて行うという従来の方針は変更しないが、さらに、その徹底を期するため新たに「道徳」の時間を設け、毎学年、毎週連続して、まとまった指導を行うこと。

(2) 基礎学力の充実については、特に、小学校における国語科および算数科の内容を充実し、その指導時間を増加すること。

(3) 科学技術教育の向上については、小学校、中学校を通じて、算数科、数学科、理科およびその他の関係教科の内容を充実し、特に中学校においては、数学科および理科の指導時間を増加し、かつ技術科を新たに設けて、科学技術に関する指導を強化すること。

(4) 中学校においては、義務教育の最終段階にあるという立場を明確にし、第三学年において、教科の指導時間数にいつその幅をもたせ、生徒の進路・特性に応ずる指導を十分に行うことができるようにすること。

(5) 以上のほか、小学校および中学校の各教科その他の教育活動は次の方針に基いて、その改善を図り、教育効果を高めるよういっそう努力すること。

(イ) 教科およびその他の教育活動の目標、内容の配列に当っては、小学校、中学校間の関連をいっそう密にし、学年の児童生徒の発達段階に即して一貫性をもたせると。なお小学校低学年においては、家庭・幼稚園などにおける教育との関連を、じゅうぶんに考慮すること。

(ロ) 各教科間の不要の重複を避け、目標、内容を精選して、基本的事項の学習に重点をおくとともに、各学年における指導の要点を明確にし、教育の能率化を図ること。

(6) なお、小学校および中学校の教育課程の国家的な最低基準を明確にし、年間における指導時間数を明示し義務教育水準の維持向上を図ること。

以上の項目に基く詳細は公表された文書にゆずるほかないが、それらの答申をいかに採択処理するかは、一に文部大臣の行政的権限と責任に属することで審議会がみだりに干渉すべきことではない。同時に審議会は義務教育の政治的中立性

を擁護すべき立場を自覚し、左右のいかなる政治的圧力をも排除して、国民全体のために、ことに次の世代の健全なる発達のために、能う限り良心的に教育的に審議することを志し、その運営には他からの干渉を排して大過なかつたと信ずる。不幸にして世間には、教育の問題をあまりに政治的な角度からのみ論議する風潮が強くなり、答申の内容そのものを検討批判すること少く、審議会独自の機能と責任とを無視して徒らに邪推臆測を逞しくして否定的批評の理由とする人の多いことはまことに歎かわしい。もっと教育的な立場から子供達の教育のために積極的建設的批判を期待するのは無理であるか。

上述の答申に基く教育課程の改訂並びに実施のための学習指導要領の改正とその実施は、文部当局者の言明によれば、小学校については三十六年度より、中学校については三十七年度よりと予定されているが、そのうち道徳教育に関する部分は特に三十三年度から実施すると文部大臣は国会で言明された。この言明と連関して、審議会が文部省等から政治的圧力を加えられたなどと流布するものがあるが、それは全く為に

する作り事である。又審議會の出発当初本年三月末までに結論を出して欲しいという文部当局の希望の表明があったことは事実には相違ないが、私は審議会議長として、審議の粗略を予防する意味で、「希望は諒承するが約束は出来ない」と言明しておいた。しかし行政当局の立場も考え、不当な無理を敢てせぬ限り、なるべくその希望にそうよう、予定以外の審議會をも開いて、論議を尽し、三月十五日に結論を出したのである。審議會の重大な責任と権限を反省しつつ、義務教育の改善のために、微力を尽して建言協力することを、「その内容如何に係わらず」、一括して攻撃のために攻撃するがごときは論者の政治的意図を告白するに等しくはないか。

現に「道德教育に関しては、全く例外的に」、「審議会で二時間ずつ四回、調査研究をし合せて八時間かけた。」というが、そこに多大の疑惑があるといった人もある。さきにも述べたように、教育課程改訂案は前二年間の慎重な論議の結果を引継いで、まとめたものであって、だしぬけに文部省が注文したものをそっくり鵜呑みにするほど骨ぬきの素人ばかりではない。ことに道德に限って八時間云々というが、道德教育

小・中学校の教育課程の改訂を顧みて

こそ教育課程全体に関連してくり返し考慮された問題であつて、これに限つてというがごときは、論者自身のイデオロギ―に同調せざる者を、直ちに敵視するある種の立場を告白すると解せざるを得ない。そもそも教育とは「よりよき」人間の形成、「よりよき」人間関係の樹立を志す意味において、道德教育とかかわるものである。しかしこのことは、すべての教育が直ちに道德教育だという意味ではない。数学や理科の教育には、厳しい道德的態度が前提されているが、そこでの問題は道德ではない。道德を問題として教え学ばせるところに、道德教育の役割がある。道德の本質には、東西古今に通ずる永遠な条件が考えられなければならないことは、恰も真理の探求と認識を意味する学問に、真理と呼ぶに価する何ものかのあることを前提するのとはば同様である。しかし道德の起源が個人の行為や習慣、社会の慣習や伝統を基盤としている意味では道德は、時代と国土と社会とに応じて変化せざるを得ない。まさに歴史的であり相対的であるともいえる。

そこで今日の道德教育の問題は要するに二点に絞られる。

いかなる道徳的原理内容を今後の民主的な日本は要求すべきであるかということ。もう一つはいかなる方法、順序、用意を以てそれを教育するかということである。第一のは主として道徳的価値判断の基準の問題である。審議会はそれを教育基本法の思想的背景をなす価値判断の系統に求め、それを人間尊重の精神とそれの自覚に基く共同体（共同社会の意味）の倫理と規定した。特にかかる実践的価値判断の系統を指摘したのは、いわゆる徳目の羅列は一つ一つを切り離してみれば、それぞれ大切で立派な徳目であっても、それが全体の構造的連関のうちに正当に位置付けられなければ、ほしのままに一面を強調して他面を軽視するおそれがないとは言えないからである。それは同時に左右両極端に偏向してはならぬとする用意でもある。次に道徳教育には道徳の意味内容を理解させる「価値判断」という知恵の啓発の面と、これと密接に結びついて美しい心情を培い適切な行為に導く「情意的実践的生活指導」の面とがある。この二つは互に相補い相結びついて統合的一貫性を得てはじめて全きをうるので一方だけでよいとは言えない。上述の観点を背景として前述の参照(一)

特設時間について、参照(2)道徳教育の基本方針をまとめたのである。戦前の修身とは内容はもちろん指導の方法態度においてもいかに質を異にしているかは明白であろう。

おわりに道徳教育は、学校における自覚的工夫的教育もとより必要であるが、子供たちの性格形成に対する影響力は、社会や家庭の無意識的自然的なる同化作用すなわち機能的教育といわれるものがむしろ一層大きいであろう。そしてかかる機能的教育の地盤をなす日本社会の精神的風土を顧みる時、そこに人格の尊厳を培い、あたたかき人間関係を育てるような要素がいかに稀薄であるかを発見する。学校教育において道徳教育に特に力を致さなければならぬ所以もそこにある。「道徳」の実施要領の文部省通達は正にその努力を助成するための重要な参考意見であろう。教材等調査研究会の委員諸氏が審議会の論議と結論を追いつつ道徳教育実施の改善のために、実に三十回以上の討論を重ね、時には深夜に及ぶまでそれぞれ専門の学識と現場の教育経験を惜しみなく捧げて下さったそうである。私はここにその熱心と誠意に対して深き感謝と敬意とを表明したい。けちをつけることは傍

観者にもたやすく出来るが、一貫した責任を負うてよい仕事をすることはなまやさしいことではないからである。

参照(1)

道徳教育の特設時間について

1 趣 旨

現在道徳教育は、社会科をはじめ各教科その他教育活動の全体を通じて行われているが、その実情は必ずしもその所期の効果をあげているとはいえない。

今後この学校教育の全体を通じて行うという方針は変更しないが、現状を反省し、その欠陥を是正し、すすんでその徹底強化をはかるために、新たに道徳教育のための時間を特設する。

特設時間における道徳教育は、児童生徒の発達に応じ、日常生活の基本的な行動様式の理解、道徳的心情と道徳的判断力の育成に努め、他の時間における指導とあいまって、道徳的実践力のかん養を図る。

なおこの時間の指導にあたっては、児童生徒の心身の発達に応じてなるべく具体的な生活に即し、広く読物・

小・中学校の教育課程の改訂を顧みて

視聴覚的方法の利用等、種々のくふうをこらし、道徳的判断力のかん養に努めるとともに道徳的心情の育成を図り、単なる徳目の暗記や注入に陥ることのないように留意する。

2 指導目標

(1) 日常生活の基本的な行動様式を理解させ、これを身につけさせるように導く。

(2) 個性の伸長を助け、生活態度を確立するように導く。

(3) 道徳的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養う。

(4) 国家・社会の成員として、必要な道徳的態度と実践的意欲を高める。

3 指導法

特設時間においては、下記のような指導法を適宜使用する。

(1) 日常生活上の問題の利用
学級、学校、家庭、近隣生活における児童の具体的問

題の中から、適当なものを取り上げ、その解決のための話合いなどを通じて、道徳的判断力や実践意欲を高める。

(2) 読物の利用

伝記、古典(中学)、物語、文学作品(中学)、生活記録、詩などの読物の中から適切な教材を選択し、教師が話して聞かせたり、児童に読ませたり、それについて感想を話し合ったり、感想文を書かせることなどを通じて、道徳的行為について理解させ、かつその心情に訴えて感銘を与える。

(3) 教師の説話

適切な例話や教師の体験談等を興味深く話してやることによつて、道徳的な理解を得させ、道徳的判断力を養い、実践意欲を喚起する。

(4) 社会的なできごとの利用

日々の新聞やラジオの報道等の中から適切な教材となるものを選択し、それについての感想発表などを通じて道徳的判断力や実践意欲を高める。

(5) 視聴覚教材の利用

映画、演劇、紙しばい(小学校)、ラジオ、テレビ、録音教材などの中から適切な教材を選択し、集団視聴の後、感想発表等を通じて道徳的行為について理解させ、かつその心情に訴えて感銘を与える。

(6) 実践活動

健康・安全の保持、環境の美化、公共物の使い方等を具体的に理解させるために必要な実践活動を行わせ、道徳の実践力を養う。

(7) 研究・作業

生徒に適した問題について、調査研究または作業等の実践的活動を行わせ、道徳的判断力や実践力を養う。

参照(2)

道徳教育の基本的方針

われわれは、さきの大戦争の結果、あらゆる方面において、深く大にして深刻悲惨な損失と犠牲をこうむったが、そのうちにあつて意外にも貴重な宝を一つ獲得した。それは人間尊重の普遍的原理とその国民的自覚である。

これこそ新日本の建設と育成の指導原理にほかならない。

(1) 教育基本法は、かかる精神の必要欠くべからざる骨格を規定した法律であるが、その思想的背景の構造は、人間尊重の精神と、それに基く共同体の倫理ということができらるであらう。

(2) かかる価値判断の系譜を教育の実践に適用するためには、まず教育者の側においてその意味内容をよく研究理解し、わが国の歴史的伝統を、新しい角度から批判検討して、その優れたものは堅持し発展させるとともに欠けているものは卒直に承認して補う道を講じ民主的な日本にふさわしい社会的ふんい気を醸成するために、いっそう自覚的に努力する必要がある。

(3) 上述の価値判断の原理を基準として、道徳教育の目標、その教育内容の選択を誤らないようにしなければならぬ。そしてその教育内容を豊かにするためには、日常生活の個人的社会的経験から生きた資料を選ぶとともに、広く東西古今の古典的源泉等からもくみとるべきである。

(4) 詳細な教育目標および教育内容の選択、配列、取扱等に関しては、教材等調査研究会において慎重に審議すべきである。

(詳細な記録もあるが、わずらわしいので、四月に要点を認めて「学校経営」五月号に出した記事を転載させてもらって責をふさぐことにしました。)

(本学教授、大学院部長)